

令和4年度 農業保険制度の運営について

政策担当者に聞く



経営局保険監理官
谷 睦枝

1. はじめに

「基金 now」をご覧の皆様方におかれましては、平素より農業保険制度の運営にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険（収入保険・農業共済）制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や農業収入の減少に伴う影響を緩和する保険制度で、保険料や掛金に国庫補助をしています。

自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など予測のつかないさまざまなリスクが農業経営に影響を与える恐れがある中で、農業経営を安定的に継続していくために、農業保険の加入により日頃から備えておくことが大切です。

次の項において、収入保険及び農業共済について、ご紹介させていただきます。

2. 収入保険について

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減や市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償します（図1）。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象として、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に保険方式と積立方式により補償されます。

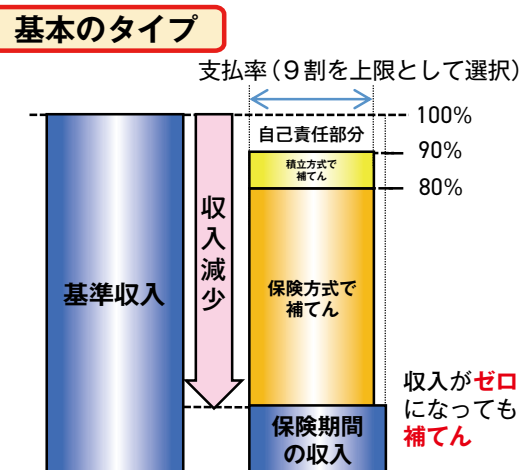
また、自然災害などによる収入の減少が見込まれ、保険期間中に資金が必要な場合には、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

事業の実施体制は、全国農業共済組合連合会で、地域の農業共済組合などが加入の受付を行っています。

令和4年の収入保険の加入件数は、令和3年12月末現在で7万5千経営体（個人7万経営体、法人5千経営体）となっています。

また、保険金は令和2年加入者で1万3千経営体、つなぎ融資は令和3年加入者で3千経営体に対し支払が行われ、農業者の経営を支えました。支払を受けた方からは、新型コ

○図1



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

コロナウイルス感染症の影響により取引先の都合で出荷ができなかった際や怪我により作業ができなくなった際に資金を確保できて助かったなどの声をいただいています。

3. 農業共済について

農業共済には、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があり、自然災害による農作物の収量減少のほか、家畜や農業用ハウスの損失などを補償します。

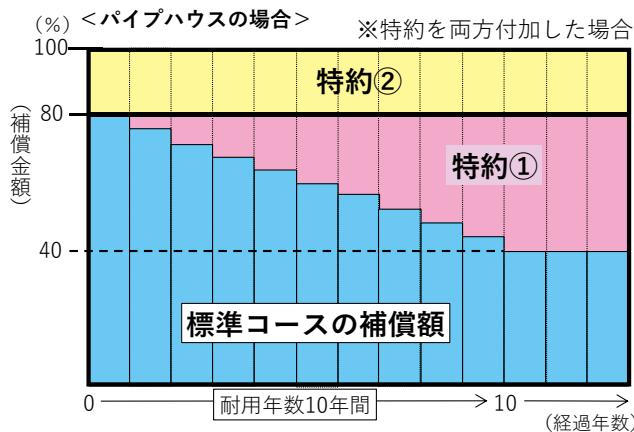
①園芸施設共済について

近年、台風や大雪などの自然災害が頻発し、農業用ハウスの被害が多く発生しています。

園芸施設共済では農業者のニーズに対応し、補償の充実や掛金負担の軽減が可能となるよう制度を見直し、加入拡大に取り組んでいます。

具体的には、築年数に応じた資産価値の8割までの補償を基本としつつ、特約を付加すれば、古くなった農業用ハウスでも新築時の資産価値の最大10割まで補償できる（図2 特約①+②）ほか、1万円を超える小さな損害から共済金をお支払いできるようになり

○図2



4. おわりに

令和3年度も7月、8月の大雨、12月以降の大雪など自然災害が発生しました。また、市場価格の低下や需要の変動などのリスクも懸念されるところです。

農業保険制度が、農業経営のセーフティ

今後ともより多くの農業者の経営安定に役立てるよう、10万経営体を目標に加入推進に取り組むとともに、青色申告の推進にも取り組んでまいります。

ました。

また、小規模の被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会等の集団での加入やハウスの補強などにより、掛金負担を軽減することができます。

加入率80%を目標として加入推進に取り組んでおり、令和2年度の園芸施設共済の加入率は65.6%（加入戸数ベース）となっています。引き続き、新規加入者の拡大に取り組んでいます。

②農作物共済などについて

農作物共済及び畑作物共済、果樹共済においては、ほ場毎に現地で損害評価を行う一筆方式等が令和3年度で廃止され、令和4年度からは、損害査定が明確で高い補償を選択できる収入保険や農業共済の全相殺方式等への加入を進めています。

例えば水稲共済では、一筆方式は平年収量の7割までの補償でしたが、全相殺方式では最高9割まで補償され、出荷資料や税務資料のデータにより共済金が算定され査定が明確であるなどのメリットがあります。従来は、民間事業者に乾燥調製を委託している方や青色申告をされている方が対象でしたが、令和4年産（果樹は5年産）からは白色申告の帳簿を用いてどなたでも全相殺方式に加入いただけるようになりました。

ネットとして十分に機能を発揮できるよう、自治体や関係機関の方々にもご協力いただきながら、制度の周知や加入拡大に引き続き努めてまいります。